

保護者 様

兵庫県立阪神昆陽特別支援学校長

## 学校における薬の預かりについて

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校で生徒が薬を使用する際に薬の管理に不安がある場合は、保護者からの依頼に基づいて行っています。必要な場合は、下記の内容をご確認の上、「薬の預かり依頼書」と「薬の説明書(コピー可)」をご提出ください。薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 薬の取り扱い

- (1) 薬は、自己管理としますが、生徒本人の管理だけでは不安な場合や冷所保管などの保管条件がある場合は、薬を預かります。ただし、生徒の容態が安定しており、内服薬については、誤嚥の可能性、坐薬については、肛門からの出血の可能性がないこと等、医薬品の使用に関して専門的な配慮の必要がないことを原則とします。
- (2) 薬の使用・管理について学校での預かりを必要としない場合であっても、医師からの処方薬がある場合は、保健調査票へ必ず、記入をしてください。また、年度途中で追加や変更等がありましたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- (3) 「薬の預かり依頼書」の提出後、薬の内容や服用量、主治医等に変更があった場合は、速やかに担任へ連絡の上、「薬の預かり依頼書」と「薬の説明書」を再提出してください。
- (4) てんかん発作時に使用する坐薬については、医師の意見書等が必要になり手続きが異なります。また、すぐにお預かりができないため、必要な場合は、担任までご相談ください。

### 2 預ける際に必要なもの

- (1) 薬の預かり依頼書
  - ① 薬品名及び使用時の留意点について、不明な点は医師に確認して正確に記入してください。
  - ② 使用上の注意は、使用するタイミング(状態、時間、発熱等)や使用後の対応、副反応などを主治医に確認をして具体的に記入してください。
- (2) 薬の説明書(コピー可)
- (3) 薬

### 3 その他

- (1) 事故防止のために提出書類の内容と薬に書いてある名前・使用日時等を担任または学年主任と養護教諭で確認します。
- (2) 教職員は、生徒が働く人になるために、自分で薬の管理と使用ができるように指導・支援に努めます。ご家庭でもご協力をお願いします。

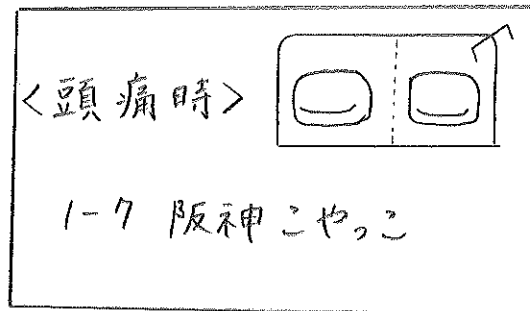
## 薬の準備について

(1) 1回分ごとに使用する日時、クラス、名前を記入してください。

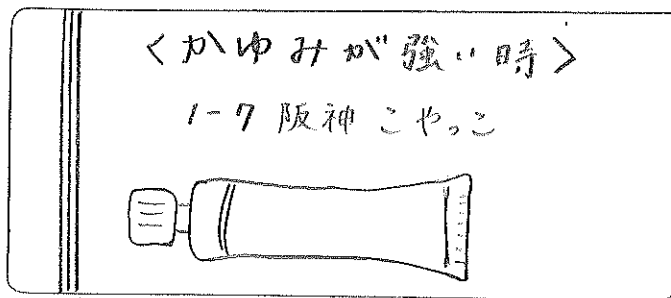
◎粉薬の場合



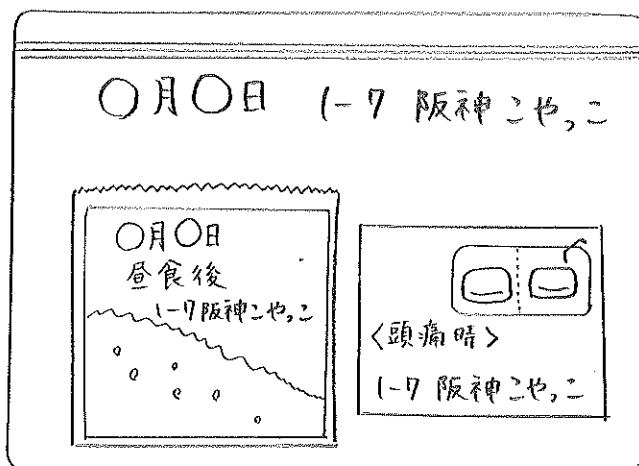
◎錠剤等、薬の外装に直接記名ができない場合



◎塗り薬の場合(中身がもれても大丈夫なように密閉できるものに入れてください。)



(2) クラスと名前を記入した密閉できるチャック付収納パックへ1日分をまとめる。



(3) 「薬の預かり依頼書」と「薬の説明書(コピー可)」と一緒に提出してください。